

償い事業を終えたいま

事業報告

アジア女性基金の償い事業に協力してく

フィリピン、韓国、台湾における償い事業の実施が終了いたしました。「慰安婦」とされた方々にお届けする「償い金」のための募金に協力いただいたみなさまに感謝し、厚くお礼申し上げます。

「慰安婦」は、先の大戦の時期に、当時、旧日本軍の関与のもとに設置された慰安所で将兵に対し性的行為を強いられた女性たちです。慰安所において、多くの女性が名誉と尊厳を深く傷つけられ、心身にわたり癒しがたい傷を負われました。

1993年8月4日、内閣官房長官談話によって日本政府がお詫びと反省を表明して以来、政府と国民は償いを行う道を模索してまいりました。

1995年7月19日、道義的な責任を痛感した政府の決定により、政府と国民が協力して国民的な償い事業等を行う「女性のためのアジア平和国民基金」が発足いたしました。

アジア女性基金は政府の決定を得て、国民的な償い事業の内容を、国民の募金を原資とする「償い金」と政府拠出金を原資とする医療・福祉支援を、総理大臣のお詫びの手紙とともに、元「慰安婦」一人ひとりにお届けすることと定め、国民のみなさまに対して募金活動の呼びかけを開始しました。そして、96年8月13日よりフィリピンにおいて、97年1月11日より韓国において、また同年5月2日より台湾において、償い事業を開始しました。事業期間は、高齢になられた方々に対し、一刻も早く事業を実施したいとの強い思いから、5年間と定め、2001年8月にはフィリピン、2002年5月には、韓国、台湾で申請の受付を終了し、このたびこれらの国・地域における償い事業の実施を終えました。

発足時より今日まで国民のみなさまからいただいた募金の総額は、5億6,500万円余に達し、これは全額フィリピン、韓国、台湾の元「慰安婦」の方々285人のもとへお届けいたしました。ここに国民のみなさまに対して、心より感謝を申し上げます。このように、政府と国民が協力して、これらの国・地域で国民的な償いの事業を実施できたこと、そしてアジア女性基金が事業を担うことができたことを嬉しく思います。

ださったみなさまへ

なお、オランダの元「慰安婦」の方々に対しては、98年から2001年にかけて、政府拠出金を原資とする医療・福祉支援事業をおこない、オランダ事業実施委員会を通じて79人の方々にお届けいたしました。その際、一人ひとりの元「慰安婦」にコック首相あての橋本総理大臣のお詫びの手紙の写しが添えられました。また、インドネシアにおいては、アジア女性基金がインドネシア政府との覚書に基づき、97年3月から10年間を目処に、同政府が実施する高齢者社会福祉推進事業を支援することになり、現在実施中です。

アジア女性基金は、償いの事業を進めることと併行して、女性をめぐる今日的な問題の解決のための事業を推進してきました。それは、「慰安婦」という忌むべき制度を生み出した過去の日本に対する厳しい反省に基づくものです。また、「慰安婦」問題を歴史の教訓として、この問題の認識の発展に努めてまいりました。歴史資料の収集、調査、分析も、それに基づく啓発活動も、この問題を永く国民の記憶にとどめ、同じ過ちを決して繰り返さないという決意に基づくものです。

引き続き、国民のみなさまからの暖かいご理解とご支援を心よりお願い申し上げます。

目次

アジア女性基金の償い事業に協力して下さったみなさまへ	2
償い事業活動 — フィリピン、韓国、台湾での事業を終えて	4
女性に対する暴力への取り組み — 沈黙の終わり	10
理事長インタビュー — 償いを探る国民	12
償い事業に対する国際社会の反応	14

●付属資料

償い事業の仕組み	16
総理のお詫びの手紙	17
内閣官房長官談話	18
設立呼びかけ文	19
年表	22

償い事業活動 — フィリピン、韓国、

概況

「女性のためのアジア平和国民基金」(アジア女性基金)は、いわゆる従軍慰安婦問題に関して、道義的な責任を痛感した政府の決定に基づいて、政府と国民が協力して、元「慰安婦」の方々に対する国民的な償いの気持ちを表すための事業と、女性をめぐる今日的な問題の解決のための事業を推進するとの趣旨で発足いたしました。

1995年7月19日の発足以来、この間、基金にはさまざまな意見が寄せられました。基金のたどった道には、単に「国家補償是か非か」にとどまらない多くの困難がありました。しかし、拠金者のみなさま、国民各界の方々のご支援、関係省庁、地方自治体などのご協力によって実施してきましたフィリピン、韓国、台湾における償い事業は、2002年9月30日をもって完了することができました。この国々や地域において償い事業を終えることができ、基金に課せられた所期の目的を果たし、基本的な成果を得たものと考えています。

事業経過

フィリピン、韓国、台湾の元「慰安婦」の方々に対しては、償いの事業を実施する際、総理大臣のお詫びの手紙がお一人おひとりに渡されました。その手紙には、「いわゆる従軍慰安婦問題は、当時の軍の関与の下に、多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけた問題」と認識し、「道義的な責任を痛感しつつ」、「数多くの苦痛を経験され、心身にわたり癒しがたい傷を負われた」すべての元「慰安婦」の方々に対し、「心からのお詫びと反省の気持ちを申し上げる」ことが日本国内閣総理大臣の名において表明されています。

台湾での事業を終えて

償いの気持ちとして、第一に、元「慰安婦」の方々に対するお詫びと反省の気持ちを分かち持つ国民から寄せていただいた募金から、「償い金」200万円をフィリピン、韓国、台湾において285名の元「慰安婦」の方々にお届けいたしました。募金の総額は、5億6500万円余に達しましたが、「償い金」のお渡しは285名に実施され、5億7000万円が支出されました。従って、募金に約500万円の不足を生じることとなり、基本財産の一部を充てることといたしました。

第二に、政府からも、お詫びと反省の気持ちを表すために、元「慰安婦」の一人おひとりに対して、アジア女性基金を通じて、政府資金による医療・福祉支援事業を行ってきました。その規模は、各国・地域の物価水準を勘案して決められ、韓国・台湾では300万円相当、フィリピンでは120万円相当となりました。具体的には、住宅改善、介護サービス、医療・医薬品補助等、元「慰安婦」個々人の実情と希望を配慮して実施いたしました。

これに前述の総理のお詫びの手紙を加えたものが償いの事業の3つの柱です。

各国別実施状況

各国別の事業実施経緯は以下のとおりです。フィリピンでは、有力な女性団体であるリラ・ピリピーナという女性の人権のためのアジア・センターなどの支援を受けて提出された申請者を、フィリピン政府タスクフォース（フィリピン政府の各省庁で構成された「慰安婦」問題特別委員会）が審査いたしました。その結果、元「慰安婦」と認定された方に基金が「償い金」をお渡しし、あわせて、社会福祉

開発省を通して医療・福祉支援事業を実施いたしました。申請から認定、そして、お届けするとの手順で実施いたしました。

韓国では、元「慰安婦」と行動をともにしてきた運動団体などからアジア女性基金の償い事業にご理解がいただけず、1997年1月に申請を出された7名の方々に事業を実施した後も、基金への批判が寄せられました。そのため一時事業を見合わせていましたが、1998年1月韓国の4紙に広告を掲載して事業の再開に踏み切りました。一方、韓国政府は国内で問題を処理する趣旨で生活支援金を出すことが決定しました。そこでアジア女性基金は、基金の「償い金」と韓国政府の生活支援金は性格が違うものであり、したがって両立できるものであることを理事長名で申し入れました。その後、さまざまな交渉と経過の下に、韓国の政府と世論に配慮して、韓国での事業は停止状態になりました。しかしながら基金事業について理解を得られるような状況にないことから、2002年2月20日の理事会で、この停止状態を解き、5月1日に申請を終了し、事業を終えました。

台湾では、台湾当局や有力な女性団体にご理解がいただけないまま、元「慰安婦」個々人の気持ちを尊重すべきだという台湾の弁護士頼浩敏氏にご協力をいただき、氏の萬国法律事務所を申請の受付先に指定して、1997年5月台湾の3紙に広告を掲載し事業を行ってきました。以後、毎年1回、台湾各紙に、一人でも多くの被害者に基金の事業についての情報を提供し、また、一般の人々にも事業の内容、性質を正確に理解してもらうことを目的として、広告の掲載を続けてまいりました。台湾での事業は当初の予定

どおり、2002年5月1日に申請受付を終了しました。

基金の償いの事業を受け入れた元「慰安婦」の方々は、それぞれ深い思いをもっておられます。

ある韓国人被害者は、基金の事業を受け入れることを決められましたが、当初は基金の関係者には会いたくないという態度を示されていました。しかし、基金の代表が総理の手紙を朗読すると、自分の「慰安婦」としての経験や帰国後の苦しみなどを語り出されました。このような被害者との関係を通して、日本政府と国民のお詫びと償いの気持ちはしっかりと受け止めていただけたと考えております。

このほか、オランダでは、1998年7月15日、基金とオランダ事業実施委員会との間で覚書を締結し、日本政府の資金による総額2億5500万円の規模で、医療・福祉支援事業が実施されました。被害者79名の方々が受け取られ、事業は滞りなく2001年7月終了いたしました。内閣総理大臣はオランダの首相に宛てた書簡を送り、「慰安婦」とされた方々に対する日本政府のお詫びと反省を表明しました。この書簡の写しは、その後、被害者お一人おひとりに届けられました。

なお、インドネシアでは、同政府が元「慰安婦」の方々の認定を行わないとして、元「慰安婦」個人に対する事業ではなく、「高齢者社会福祉推進事業」への支援を受けたいと日本政府に申し入れました。基金は日本政府の要請を受けて、1997年3月25日、インドネシア政府社会省との間で覚書を締結し、総額3億8000万円の規模で1997年の事業開始10年間にわたり支援を行うことになりました。現在20の施設が完成し、5年度以降の申請が21ヶ所挙げられています。

歴史の教訓とする事業

歴史の教訓とする事業は、基金の「償いの事業」と密接不可分な事業、その柱の一つとして構想されました。

第一は、「慰安婦」関係文献の書誌データの整備です。1997年9月に『『慰安婦』関係文献目録』が出版されました。その後この内容はデータベース化され、基金のホームページで検索できるようになっています (www.awf.or.jp)。第二に、政府が調査して集めた「慰安婦」関係の資料を影印本として公刊しました。1997年3月から1998年7月にかけて刊行された「政府調査『従軍慰安婦』関係資料集成」全5巻です。第三に、「慰安婦」関係資料委員会を設置し、96年、97年、98年において、委員の出張および研究委託により、防衛研究所の金原文書の調査、沖縄県所蔵の資料調査、インドネシア、ミクロネシアでの聞き取り調査、アメリカ、オランダ、ドイツ、台湾の公文書館での調査を行いました。これらの調査報告をふくめ、1999年2月に『『慰安婦』問題調査報告・1999』を刊行しました。これらの刊行物は国内および関係国の公共図書館に配布されています。引き続き「慰安婦」問題の反省にたって、これらの関係資料を整備し、歴史の教訓として、後世代に伝えていくことが必要であると考えております。



「償い金」に係る募金活動の終了

元「慰安婦」とされた方々への「償い金」の原資として
おりました募金の活動は終了させていただきます。ご協力
感謝申し上げます。

募金の収支状況 2002.9.30現在

募金収入総額 565,005,636円 (預金利息を含む)

(支出内訳)	「償い金」	570,000,000円
	為替差損等	80,416円
	募金支出総額	570,080,416円
	募金不足額	△5,074,780円

(注) 募金の不足は、基本財産の一部をあてました。

女性に対する暴力への取り組み

なぜ50年近く元「慰安婦」女性は声をあげなかったのでしょうか

50年近く「慰安婦」問題が浮上しなかった理由は、いくつかあります。元「慰安婦」の多くは、甘言、強圧による等、本人たちの意思に反して集められ、性的行為を強いられましたが、公娼制度のあった時代の意識、植民地・占領地における女性に対する差別、戦時下という時代に対するあきらめ、恥の意識などさまざまな要因から、沈黙を続けることが多かったと思われます。しかし、民主化や女性運動の高まりにより、ようやく沈黙が破られたのは、1991年になってからのことです。韓国の金学順さんが、初めて、自分は元「慰安婦」であったと公表しました。しかし、今でも自分の過去の被害を家族やまわりの人に話していない、あるいは話せない女性は、アジア女性基金の事業を受け取った女性たちにも、受け取らなかった女性たちにも多く見られます。

この沈黙の原因、アジア女性基金の償い事業を実施していくうえで見える被害者の立場は、現代の女性に対する暴力とその後遺症に共通している面があります。女性が学校や市場に自由に行けない状況にある社会、日常的に起こるレイプに対する社会の無関心、武力紛争下の強制妊娠など政治的意図による女性に対する暴力などは、依然として女性に責任を負わせる一般の意識等に問題がある結果ではないでしょうか。

アジア女性基金の償い事業を最初に受け取った被害者のロサ・ヘンソンさんは、フィリピンで初めて「慰安婦」で

みー沈黙の終わり

あったことを公表した人ですが、生前、何度も新聞やテレビに出て、この問題について若い世代に伝えたいと積極的に自分の体験した戦争中の話をしていました。ヘンソンさんをはじめ、被害者が話し、伝える努力をしたことにより、社会的な認識が生まれ、問題点が明らかになりました。そして暴力の被害者の立場と利益を最優先に考えたアジア女性基金の事業はフィリピンから実施されました。その後、事業は韓国、台湾へと続きました。そのヘンソンさんも金学順さんもすでに故人となり、残された被害者の多くは孤独と健康上の問題を抱えてひっそり生きています。

50年以上前に起こった「慰安婦」問題という女性に対する暴力の教訓は、こうしたことは二度とあってはならず、そのために今生きている私たちは不断の努力をしなければいけないということです。

被害者に対する対応と同時に「同じ過去を繰り返さない」努力は予防につながります。そのため、アジア女性基金は現代の女性の尊厳を守るための事業にも、出来るだけ被害者の視点から、国際的な人身売買や子ども買春などに関する国際会議の開催、DVや暴力の世代間連鎖に関する国内各地でのセミナーの開催、女性に対する暴力と取り組んでいるNGOの支援、国連の女性に対する暴力特別報告書クマラスワミの報告翻訳、暴力や人権についての調査研究、それらの啓発などに取り組んでいます。

理事長インタビュー 償いを探る

1994年、村山総理大臣（当時）は、第二次世界大戦における日本の行為について公式の談話の中で反省を表明しました。翌年、戦争中、日本軍将兵に性的行為を強いられた元「慰安婦」問題への責任を果たすため、日本政府のイニシアティブによりアジア女性基金が設立されました。現在は、アジア女性基金の理事長であり当時の総理大臣であった村山氏に、この間の「慰安婦」問題への取り組みについて伺います。

■「慰安婦」問題にかかわることになったきっかけは？

私が、内閣を担った1994年は、アジア太平洋戦争からちょうど50年という歴史的な節目を迎える時期でした。当時はすでに日本の戦後処理に対する姿勢を問う問題が提起されており、とりわけ「慰安婦」とされた女性たちがアジア諸国で声を挙げていました。他方では国連女性会議や世界人権会議などの準備段階で個人の権利、女性の人権への関心がこれまでになく注目されていた時期でもありました。日本政府は個人に対する賠償及び、財産並びに請求権の問題は、サンフランシスコ平和条約や二国間条約などで誠実に対応しているという立場でした。私は、いわゆる従軍慰安婦問題については、「慰安婦」とされた方々に対し、日本の国民として、また、政府としても日本の道義的責任を明確にし、アジア太平洋地域の国々との信頼醸成のためにも、しっかりと対応する必要があると決意し、1994年8月31日、日本国内閣総理大臣の談話として国内外に表明しました。



理事長 村山 富市

■1994年の村山談話ですね。

談話の中心は、以下の点です。「我が国が過去の一時期に行った行為は、国民に多くの犠牲をもたらしたばかりでなく、アジア近隣諸国等の人々に、いまなお癒しがたい傷跡を残しています。私は、我が国の侵略行為や植民地支配などが多くの人々に耐え難い苦しみと悲しみをもたらしたことに対し、深い反省の気持ちに立って、不戦の決意の下、世界平和の創造に向かって力を尽くしていくことが、これからの日本の歩むべき進路であると考えます。いわゆる従軍慰安婦問題は、女性の名誉と尊厳を深く傷つけた問題であり、私はこの機会に、改めて、心から深い反省とお詫びの気持ちを申し上げたいと思います。」これは現内閣においても継承されています。

■そして、1995年アジア女性基金を設立させ、「慰安婦」とされた方々への償い事業を開始したのですね。

そうです。わが国の犯した過ちですから国民の参加を呼びかけることと同時に、この事業によって戦後育ちの若い人たちにこうした歴史的事実を知ってもらうことも大事なことだと考えました。それ以来、政府と国民が一緒になって、日本の過去の償いをする新しい形の事業に取り組んできました。何よりも、元「慰安婦」の方々は高齢でからだも弱ってきていましたから、これは急いでやらなければならない仕事だと決断しました。

償い事業に対する国際社会の反

■横田委員はアジア女性基金設立以来、運営審議会のメンバーとして事業に携っていますね。

私は、1988年に国連の人権促進保護小委員会の代理委員となり、2000年から、委員として仕事しています。この小委員会で「慰安婦」問題が1992年に幾つかのNGOから提起されました。小委員会の委員何人かはこの「慰安婦」問題に強い関心を持ち発言をしました。私は、帰国すると、この会議での意見やNGOの反応について、このままこの議論が国連の場で継続することは好ましくない、日本こそ率先してこういう問題について積極的に過去の非を認めて対応する必要がある、そしてさらに現在起こっている女性に対する暴力についても積極的に取り組むべきであると、外務省を通じて政府に強く訴えました。

■アジア女性基金は国際的にどう評価されていますか。

「慰安婦」問題は、国内外での活発な議論を経て、1995年日本政府のイニシアチブによりアジア女性基金が設立され、今日まで事業を進めています。アジア女性基金事業の大きな特色は、このような過去の日本の責任について、政府が道義的な責任を認め、幅広い国民参加により元「慰安婦」の方々への償い事業を進めてきたことです。あわせて、歴史の教訓とする事業として、「慰安婦」関係資料の収集や事実の究明などの事業を行ってきました。さらに、アジア女性基金は、これらの償い事業とともに、過去のあやまちを繰り返さないために女性に対する暴力など今日的な女性の名誉と尊厳にかかわる問題の啓発・予防・対応・解決に向けた活動を行っています。このような活動は、「慰安婦」問題解決に向けての一步前進であると、メアリー・

応一 横田洋三人権小委委員に聞く

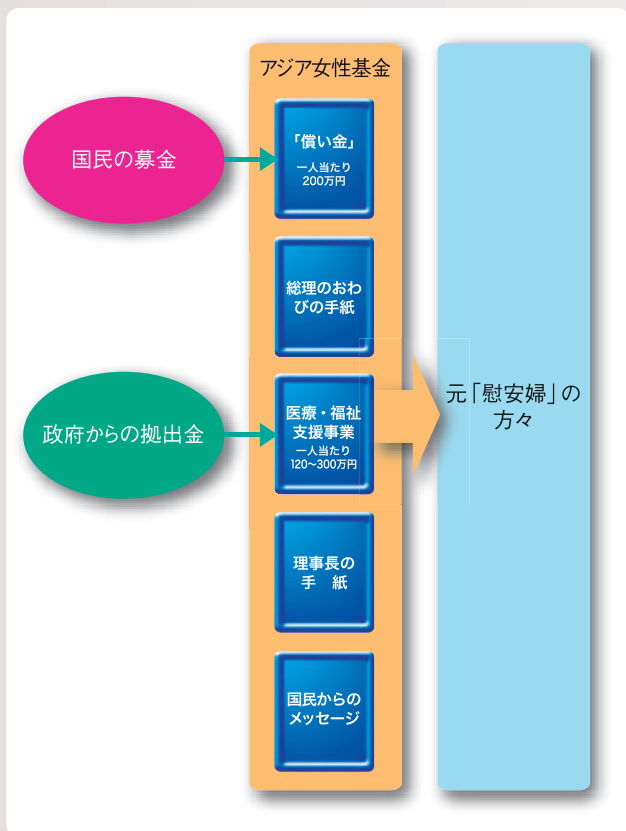
ロビンソン前国連人権高等弁務官はじめ多くの国連の人権専門家が前向きに評価しています。

■アジア女性基金に対して、日本政府はどのような支援をしていますか。

日本政府は、基金の活動や運営に全面的に協力しています。とくに関係政府の協力を得るための交渉や募金の働きかけなどで日本政府の支援はたいへん重要でした。また、償い事業の一環としての医療・福祉支援は、国の予算によって行われていますし、お詫びの手紙も日本国内閣総理大臣の名で出されています。



アジア女性基金の償い事業



「償い金」

元「慰安婦」の方々への「償い金」として、国民の募金から、アジア女性基金は、フィリピン、韓国、台湾の方々に対し、お一人200万円をお届けしました。

医療・福祉支援事業

日本政府の資金によって、アジア女性基金は、フィリピン、韓国、台湾の元「慰安婦」の方々本人の実情と要望を考慮しつつ、例えば車椅子等の介護用品・介護サービス、医薬品・医療品補助、住宅改善等医療・福祉の支援を提供し、フィリピン、韓国、台湾における医療・福祉支援事業は2002年9月に終了しました。

オランダでは、オランダ事業実施委員会が行う「医療・福祉分野の財・サービスの提供」を支援し、同国での事業は、2001年7月終了しました。

また、インドネシアでは、同政府が実施する「高齢者社会福祉推進事業」を支援しています。

総理のおわびの手紙

拝啓

このたび、政府と国民が協力して進めている「女性のためのアジア平和国民基金」を通じ、元従軍慰安婦の方々へのわが国の国民的な償いが行われるに際し、私の気持ちを表明させていただきます。

いわゆる従軍慰安婦問題は、当時の軍の関与の下に、多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけた問題でございました。私は、日本国内閣総理大臣として改めて、いわゆる従軍慰安婦として数多の苦痛を経験され、心身にわたり癒しがたい傷を負われたすべての方々に対し、心からおわびと反省の気持ちを申し上げます。

我々は、過去の重みからも未来への責任からも逃げるわけにはまいりません。わが国としては、道義的な責任を痛感しつつ、おわびと反省の気持ちを踏まえ、過去の歴史を直視し、正しくこれを後世に伝えるとともに、いわれなき暴力など女性の名誉と尊厳に関わる諸問題にも積極的に取り組んでいかなければならないと考えております。

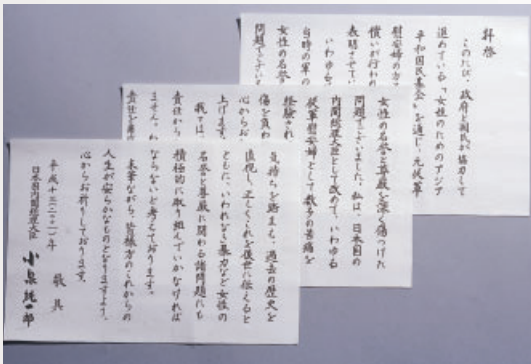
末筆ながら、皆様方のこれからの人生が安らかなものとなりますよう、心からお祈りしております。

敬 具

平成14(2002)年

日本国内閣総理大臣
小泉純一郎

歴代署名— 橋本龍太郎、小淵恵三、森 喜朗



慰安婦関係調査結果発表に関する内閣官房長官談話

(河野洋平長官＝当時)

平成5（1993）年8月4日

いわゆる従軍慰安婦問題については、政府は、一昨年12月より、調査を進めて来たが、今般その結果がまとまったので発表することとした。

今次調査の結果、長期に、かつ広範な地域にわたって慰安所が設置され、数多くの慰安婦が存在したことが認められた。慰安所は、当時の軍当局の要請により設営されたものであり、慰安所の設置、管理及び慰安婦の移送については、旧日本軍が直接あるいは間接にこれに関与した。慰安婦の募集については、軍の要請を受けた業者が主としてこれに当たったが、その場合も、甘言、強圧による等、本人たちの意思に反して集められた事例が数多くあり、更に、官憲等が直接これに加担したこともあったことが明らかになった。また、慰安所における生活は、強制的な状況の下での痛ましいものであった。

なお、戦地に移送された慰安婦の出身地については、日本を別とすれば、朝鮮半島が大きな比重を占めていたが、当時の朝鮮半島はわが国の統治下にあり、その募集、移送、管理等も、甘言、強圧による等、総じて本人たちの意思に反して行われた。

いずれにしても、本件は、当時の軍の関与の下に、多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけた問題である。政府は、この機会に、改めて、その出身地のいかなを問わず、いわゆる従軍慰安婦として数多の苦痛を経験され、心身にわたり癒しがたい傷を負われたすべての方々に対し心からお詫びと反省の気持ちを申し上げます。また、そのような気持ちを我が国としてどのように表すかということについては、有識者のご意見なども徴しつつ、今後とも真剣に検討すべきものとする。

われわれはこのような歴史の真実を回避することなく、むしろこれを歴史の教訓として直視していきたい。われわれは、歴史研究、歴史教育を通じて、このような問題を永く記憶にとどめ、同じ過ちを決して繰り返さないという固い決意を改めて表明する。

なお、本問題については、本邦において訴訟が提起されており、また、国際的にも関心が寄せられており、政府としても、今後とも、民間の研究を含め、十分に関心を払って参りたい。

アジア女性基金設立呼びかけ文

「女性のためのアジア平和国民基金」に拠金を呼びかけます。

戦争が終わってから、50年の歳月が流れました。

この戦争は、日本国民にも諸外国、とくにアジア諸国の人々にも、甚大な惨禍をもたらしました。なかでも、十代の少女までも含む多くの女性を強制的に「慰安婦」として軍に従わせたことは、女性の根源的な尊厳を踏みにじる残酷な行為でした。こうした女性の方々が心身に負った深い傷は、いかに私たちがお詫わびしても癒すことができるものではないでしょう。

しかし、私たちは、なんとか彼女たちの痛みを受け止め、その苦しみが少しでも緩和されるよう、最大限の力を尽くしたい、そう思います。これは、これらの方々に耐え難い犠牲を強いた日本が、どうしても今日はたさなければならぬ義務だと信じます。

政府は遅ればせながら、1993年8月4日の内閣官房長官談話と1994年8月31日の内閣総理大臣の談話で、これらの犠牲者の方々に深い反省とお詫びの気持ちを表わしました。そしてこの6月14日に、その具体的行動を発表しました。

(1)「慰安婦」制度の犠牲者への国民的な償いのための基金設置への支援、(2)彼女たちの医療、福祉への政府の拠金、(3)政府による反省とお詫びの表明、(4)本問題を歴史の教訓とするための歴史資料整備、というのがその柱です。基金は、これらの方々への償いを示すため、国民のみなさまから拠金を受けて彼女たちにこれをお届けすると共に、女性への暴力の廃絶など今日的な問題への支援も行

うものです。私たちは、政府による謝罪と共に、全国規模の拠金による「慰安婦」制度の犠牲者への償いが今どうしても必要だ、という信念の下にこの基金の呼びかけ人となりました。

呼びかけ人の中には、政府による補償がどうしても必要だ、いやそれには法的にも実際的にも多くの障害があり早急な実現は困難だなど、意見のちがいもあります。しかし、私たちは次の一点ですべて一致しております。

それは、すでに年老いた犠牲者の方々への償いに残された時間はない、一刻も早く行動を起こさなければならない、という気持ちです。

私たちは、「慰安婦」制度の犠牲者の名誉と尊厳の回復のために、歴史の事実の解明に全力を尽くし、心のこもった謝罪をするよう、政府に強く求めてまいります。同時に、彼女たちの福祉と医療に十分な予算を組み、誠実に実施するよう、監視の目を光らせるつもりです。さらに、日本や世界にまだ残る女性の尊厳の侵害を防止する政策を積極的にとるよう、求めてまいります。

しかし、なによりも大切なのは、一人でも多くの日本国民が犠牲者の方々の苦悩を受け止め、心からの償いの気持ちを示すことではないでしょうか。戦時中から今日まで50年以上に及ぶ彼女たちの屈辱と苦痛は、とうてい償いきれるものではないでしょう。それでも、私たち日本国民の一人ひとりがそれを理解しようと努め、それに基づいた具体的な償いの行動をとり、そうした心が彼女たちに届けば、癒し難い苦痛をやわらげるのに少しは役立ってくれる、私たちはそう信じております。

「従軍慰安婦」をつくりだしたのは過去の日本の国家で

す。しかし、日本という国は決して政府だけのものではなく、国民の一人一人が過去を引き継ぎ、現在を生き、未来を創っていくものでしょう。戦後50年という時期に全国的な償いをはたすことは、現在を生きる私たち自身の、犠牲者の方々への、国際社会への、そして将来の世代への責任であると信じます。

この国民基金を通して、一人でも多くの日本の方々が償いの気持ちを示して下さい、切に参加と協力をお願い申し上げます。

1995年7月18日

呼びかけ人（敬称略、五十音順）

赤松 良子（元文部大臣）	須之部量三（元駐韓国大使）
芦田甚之助（日本労働組合 総連合会会長）	高橋 祥起（政治評論家）
衛藤 藩吉（東京大学名誉教授）	鶴見 俊輔（評論家）
大来 寿子（大来元外相夫人）	野田 愛子（弁護士）
大鷹 淑子（元参議院議員）	野中 邦子（弁護士）
大沼 保昭（東京大学教授）	萩原 延壽（歴史家）
岡本 行夫（国際コンサルタント）	三木 睦子
加藤 タキ（コーディネーター）	宮崎 勇（大和総研理事長）
下村 満子（ジャーナリスト）	山本 正（日本国際交流 センター理事長）
鈴木 健二（熊本県立劇場館長）	和田 春樹（東京大学教授）

（肩書きは当時）

アジア女性基金年表

- 1991年 12月 政府が朝鮮半島出身のいわゆる従軍慰安婦問題について調査を開始
- 1992年 7月 6日 政府が「朝鮮半島出身のいわゆる従軍慰安婦問題について」（第1次調査）の結果を発表
- 1993年 8月 4日 政府が「いわゆる従軍慰安婦問題について」（第2次調査）の結果を発表
河野洋平内閣官房長官が「慰安婦関係調査結果発表に関する内閣官房長官談話」を発表
- 1994年 8月31日 村山富市内閣総理大臣が「内閣総理大臣の談話」で、いわゆる従軍慰安婦問題についてあらためて「心からの深い反省とお詫びの気持ち」を述べて、幅広い国民参加の道を追求する考えを表明
- 1994年 12月 7日 与党3党が、国民参加のもとで元「慰安婦」の方を対象とした措置を行うとともに、女性の名誉と尊厳に関わる問題の解決に向けた活動への支援などを行う「基金」を設置し、政府は「基金」に対し拠出を含めた可能な限りの協力を行う旨、提言
- 1995年 6月 9日 「歴史を教訓に平和への決意を新たにす決議」衆議院本会議で決議
- 6月14日 五十嵐広三内閣官房長官が、「女性のためのアジア平和友好基金」（仮称）の事業内容、政府の取り組み及び基金の呼びかけ人を発表
- 7月18日 呼びかけ人の「呼びかけ文」、村山富市内閣総理大臣「ごあいさつ」発表
- 7月19日 「女性のためのアジア平和国民基金」（略称・アジア女性基金）が発足。理事長に前参議院議長・原文兵衛氏が就任
- 8月11日 アジア女性基金が行う事業について政府は必要な協力を行うとの閣議了解。基金、呼びかけ文（新聞広告）により、募金活動開始
- 8月15日 村山総理談話（終戦50周年）
- 12月 8日 総理府および外務省共管の財団法人として設立許可される

1996年	7月	国民の募金から元「慰安婦」1人当たり200万円の「償い金」、「総理の手紙」、政府資金による医療福祉支援事業を総額7億円規模とすることを決定。募金総額4億円を超える
	8月	フィリピンにおいて事業開始
1997年	1月	韓国において事業開始
	3月	インドネシア政府との間で、高齢者社会福祉支援事業を支援するため覚書に調印
	5月	台湾で基金事業の新聞広告を掲載し、事業開始
	8月	フィリピンでマリア・ロサ・ヘンソンさん（最初の「基金」受け取り）が死去
1998年	1月	韓国で基金事業の新聞広告を掲載
	7月	オランダにおいて事業実施委員会との間で覚書締結
2000年	9月	第2代理事長に村山富市氏が就任。村山理事長の就任に当たり、中川官房長官が「政府としては引き続き基金事業に協力する」旨記者会見
	11月	募金総額5億円を超える
2001年	1月	中央省庁等再編に伴い、所管省庁は外務省になる
	7月	オランダ事業実施委員会が行う事業終了、ハーグで終了式典行う
	8月	フィリピンでの事業申請終了
2002年	2月	韓国での事業の停止状態を解き申請終了期日を5月1日とする旨発表
	5月	韓国、台湾での申請終了
	7月	募金のお礼と報告の新聞広告
	9月	フィリピン、韓国、台湾で合計285名に事業を実施し完了
	10～12月	全国各地で報告会を開催

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金

〒102-0074

東京都千代田区九段南2-7-6

相互九段南ビル4階

TEL03-3514-4071 FAX03-3514-4072

URL <http://www.awf.or.jp>
